

令和5年度
生徒指導規定



福岡県立大川樟風高等学校
定時制課程

令和5年4月1日改定版

生徒指導規定

福岡県立大川樟風高等学校
(定時制課程生徒指導部)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 生徒指導に関する事項はこの規定に従って処理する。
なお、この規定に係る最終決裁は校長が行う。

第 2 章 一 般 的 規 定

- 第 2 条 服装は制服を設けず自由とする。頭髪についても特に制限は設けない。
ただし、学習活動等に著しく不適切な場合は適切なものに改めさせる。
- 第 3 条 登下校に際しては必ず靴履きとする。また、上履きは学校指定のものとする。
体育館では体育館シューズ及び部活動で認められた運動靴のみとする。
- 第 4 条 始業以後放課後までは原則的に外出は禁止とする。
- 第 5 条 (1) 校舎内の施設及び設備の使用については、担当教師の許可を得て使用させる。
特に休日の使用は、事前に許可を受けた者のみ使用できるものとする。
(2) 施設・設備及び教具を破損した場合、事情によっては弁償させることがある。
- 第 6 条 (1) 学校生活に不必要な物品の校内への持ち込みは認めない。特に、凶器・薬物及び
それに類するものを所持していた場合は、懲戒規定に照らし厳正な処分を行う。
(2) 携帯電話については、校内への持込は許可するが、授業や行事（式典等）等での
使用は一切禁止する。但し、授業担当者等の指示で、学習活動等での使用はできる。
- 第 7 条 (1) 金品の募集、物品の販売は、事前に生徒指導部に届け、校長の許可を得た者の
みが行うことができる。
(2) 生徒同士の金品の貸借は一切禁止する。
(3) 校内での掲示物等は、事前に生徒指導部に届け、校長の許可を得た者のみが行
うことができる。
(4) 親類や知人といえども、校内へ本校関係者以外の者を連れてくることは厳禁と
する。その必要がある場合は、事前に届けるか、来校時に必ず届け出て許可を得な
ければならない。もし、無断で連れてきていた場合は、部外者の侵入として扱い厳
正に対処する。

第 3 章 通学時の二輪車等の利用規定

- 第 8 条 自転車・二輪車・自動車のいずれも通学距離に関係なく許可する。
- 第 9 条 二輪車・自動車については、道路交通法に触れる改造を加えているものは許可しな

い。

- 第10条 二輪車については原動機付自転車のみを許可する。
- 第11条 二輪車・自動車を使用する者は生徒指導部に届け、登録をしなければならない。
- 第12条 悪質な交通違反を行う等、学校の指導に従わない者については、その許可を取り消すことがある。

第 4 章 懲 戒 規 定

- 第13条 本校の教育目標、校内の諸規定に反する行為及び社会の規範を犯す行為又は教育上好ましくない行為があった生徒に対し、その行為の内容により生徒指導部訓育か懲戒処分（訓告・停学・退学）のいずれかの処置を取り、特別指導を行う。
- 第14条 処分原案は生徒指導部が作成し、職員会議の審議を経て、校長が決定する。
- 第15条 懲戒処分の申渡し及び解除は、原則として保護者同席の上で行う。
- 第16条 停学は原則として学校謹慎とし、別室で反省日誌を書かせ各教科の課題に取り組みせる。定期考査についても別室受検とする。
- 第17条 以下の項目に該当する生徒に特別指導を行う。
- (1) 理由なく出席が常ならない者。
 - (2) 深夜徘徊、無断外泊をした者。
 - (3) 20歳未満の者で不健全娯楽場（遊技場等）に出入りした者。
 - (4) 本校の通学規則に違反した者。
 - (5) 交通法規に違反した者。
 - (6) 傷害を伴わない程度の喧嘩をした者。
 - (7) 男女間の望ましい友人関係を逸脱した者。
 - (8) 他の生徒及び教職員に対して不適切な言動があった者。
 - (9) 他の生徒に対していじめ行為を行った者。
 - (10) 学校及び他人の物品を故意に損傷した者。
 - (11) 無免許運転、飲酒運転、暴走行為など悪質な交通違反をした者。
 - (12) 20歳未満の者で学校の内外を問わず飲酒、喫煙をした者及び同席した者。
 - (13) 20歳未満の者で学校の内外を問わずタバコ、ライター等を所持していた者。
 - (14) 20歳以上の者で、校内で飲酒、喫煙をした者及び同席した者。
 - (15) 20歳未満の者に、校内でタバコ、ライター等を貸与・譲渡した者。
 - (16) 定期考査において不正行為をした者。（当該科目は零点とする）
 - (17) 暴力行為により傷害を与えた者。
 - (18) 他の生徒を脅迫し金品を強要した者。
 - (19) シンナー等薬物乱用を行った者。
 - (20) 窃盗及び万引きをした者。
 - (21) 凶器を所持している者。
 - (22) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者。
 - (23) その他上記に準ずるような学校の秩序を乱す行為をした者。